



冬よ、つづけ。

Toward the Next 100

グレンデマップ 2026

- 凡例
- ゴンドラ
 - リフト
 - 遊ロード(動く歩道)
 - 公衆電話
 - チケットセンター
 - トイレ
 - 上級者コース
 - 中級者コース
 - 初級者コース
 - ポール(要予約)
 - コース
 - アクセスポイント
 - ナイター
 - パトロール
 - AED
 - ジップスカイライド
 - スキースクール
 - レンタル
 - 託児所
 - レストラン
 - 更衣室・スキーロッカー
 - インフォメーション
 - 駐車場
 - ソリグレンデ(・キッズパーク・レストハウスやまびこ横)

スキー場区域外(バックカントリー)へアクセスする場合は、毛無山山頂に設置してある「アクセスポイント」又は「」の扉を通過してください。※小雪時には、設置しておりません。※規制ロープを潜る行為は禁止されています。

野沢温泉スキー場

〒389-2502
長野県下高井郡野沢温泉村豊郷7653
https://nozawaski.com



総合案内	スキー場管理事務所 (8:00~17:00) TEL.0269-85-3166
紛失物の 問い合わせは	スキーセンター (8:30~16:30) TEL.0269-85-2133
ケガをした時 発見した時は	スキー場パトロール本部 (8:30~17:00) TEL.0269-85-3456

野沢温泉村スキー場安全条例

野沢温泉村では、野沢温泉スキー場を訪れるお客様が、より安全にスノースポーツを楽しんでいただくことを目的に、全国に先駆けて「野沢温泉村スキー場安全条例」を定めました。これは、村・スキー場管理者にしっかりと安全対策を確保することを求めると同時に、スキー場利用者に対して最低限のルールとマナーを守っていただき、楽しい思い出を持ち帰っていただくために定めたものです。

(目的)

第1条 この条例は、野沢温泉村区域内にあるスキー場(以下「スキー場」という。)、野沢温泉村(以下「村」という。))及び野沢温泉村公営企業の設置等に関する条例(昭和43年条例第1号)第10条第1項により指定を受けた者(以下「指定管理者」という。))の責務を明確にし、スキー場内における事故を防止するとともに、スノースポーツをより安全で楽しいものにするを目的とする。

(遵守義務)

第2条 スキーヤー、村及び指定管理者は、法令及び本条例に定めるもののほか、国際スキー連盟が定めたウィンタースポーツセンターの安全ガイドライン及び全国スキー安全対策協議会が定めた国内スキー等安全基準(以下「本条例等」という。))を遵守しなければならない。

(雪上スポーツの特質)

第3条 スキー、スノーボードに代表される雪上滑走用具の全ては、冬山の地勢を利用した高度の危険を内包したスポーツであり、スキーヤーは様々な気象条件のもとで斜面、雪質、コースの変化、混雑状況等に自己の技量、技術を対応させ、スピード、進行方向をコントロールしながら滑走し、自己及び他のスキーヤーの安全に対して責任を自覚し、自己責任のもとに行われるスポーツでなければならない。

(スキーヤーの責務)

第4条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に対し責任を自覚し、かつ安全を確保しなければならない。

第5条 スキーヤーは指定管理者が定めた安全対策を遵守するとともに、スキー場職員及びパトロール隊員の指示に従って行動しなければならない。

第6条 スキーヤーはリフト搭乗にあたり、リフト乗り場に掲示してある注意事項及び運営管理規則を遵守しなければならない。

(スキースクール及びスキークラブの責務)

第7条 スキースクール及びスキークラブ(以下「スキースクール」という。))は本条例等を円滑に実施できるよう、協力しなければならない。

第8条 スキースクールは、職員及び指導員のほか、スキースクールに入校した生徒に本条例等を遵守させなければならない。

第9条 競技者は、滑走タイムや技術を追求することから、競技を行っていないグレンデを滑走する場合は、他のスキーヤーに恐怖を与える滑走をしてはならない。

(競技者の責務)

第10条 競技者は、滑走タイムや技術を追求することから、競技を行っていないグレンデを滑走する場合は、他のスキーヤーに恐怖を与える滑走をしてはならない。

第11条 競技者は、スキー場区域を定めなければならない。

第12条 競技者は、スキー場の安全対策を推進するため、野沢温泉村スキー場安全対策委員会を設置しなければならない。

(村の責務)

第13条 村長は、スキー場区域を定めなければならない。

第14条 村長は、スキー場の安全対策を推進するため、野沢温泉村スキー場安全対策委員会を設置しなければならない。

第15条 指定管理者は、第7条第1項に定められたスキー場区域に属さない区域において発生した事故により捜索救助を受けた場合は、その費用を指定管理者に弁償しなければならない。

(指定管理者の責務)

第16条 指定管理者は、スキー場の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがあるスキーヤーの入場を禁止し、又はその者に対し、スキー場からの退去を命じ、若しくはスキー場施設の使用を拒否することができる。

第17条 スキーヤーは、第7条第1項に定められたスキー場区域に属さない区域において発生した事故により捜索救助を受けた場合は、その費用を指定管理者に弁償しなければならない。

(環境と景観保全の義務)

第18条 スキーヤー、村及び指定管理者は、自分達が恩恵を受けている環境と景観を次世代に残すため、その保全に努めなければならない。

第19条 指定管理者は、雪上車の稼働に当たり、本条例等及び野沢温泉スキー場雪上走行車安全運転協会が定める野沢温泉スキー場区域内雪上走行車運転許可要綱を遵守し、安全に配慮しなければならない。

第20条 指定管理者は、スキー場の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがあるスキーヤーの入場を禁止し、又はその者に対し、スキー場からの退去を命じ、若しくはスキー場施設の使用を拒否することができる。

(事故等の通報及び援助義務)

第21条 指定管理者は、スキー場の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがあるスキーヤーの入場を禁止し、又はその者に対し、スキー場からの退去を命じ、若しくはスキー場施設の使用を拒否することができる。

第22条 指定管理者は、スキー場の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがあるスキーヤーの入場を禁止し、又はその者に対し、スキー場からの退去を命じ、若しくはスキー場施設の使用を拒否することができる。

第23条 指定管理者は、スキー場の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがあるスキーヤーの入場を禁止し、又はその者に対し、スキー場からの退去を命じ、若しくはスキー場施設の使用を拒否することができる。

(補則)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

第25条 この条例は、平成22年12月1日から施行する。

任意保険 ご加入のすすめ

当スキー場では、万が一の事故やケガ、用品の損害等に備え、事前に任意の保険に加入されることをおすすめ致します。

※保険へのご加入、及び費用負担はお客様自身の判断と責任において行ってください。※当スキー場では保険のあわせ及び契約取扱等は行っておりません。

滑走可能用具

スキー Ski	スノーボード Snowboard	スノースコート Snowscoot	スノーフィート Snowfeet
スノモト Snowmoto	エアボード Air board	セパレートスノーボード Separate snowboards	スノースケート Snowskate

上記滑走用具以外はソリ専用グレンデ及びキッズパークでお楽しみください。
※リッシュコードは必ず装着ください。※表示滑走用具以外はリフトに搭乗できません。
※スノーシューは長坂ゴンドラリフト、日影ゴンドラリフト、上ノ平フォーリフトのみ乗車可能です。

新雪エリア(非圧雪)

自己責任特別区域(やまびこ)

※救助を必要とする場合救助費用が発生します。

スキー場区域

スキー場区域外

立入禁止区域

※警告:スキー場区域外、立入禁止区域は、スキー場パトロールが救助に行くことができません。

スキー場利用規則

- 1.他人を害すたり、おびやかしたりしてはならない。
- 2.地形・天候・雪質・技量・体調・道標等の状況に合わせてスピードをコントロールし、いつでも危険を避けるために止まれるよう滑り方を選ばなければならない。
- 3.前にいる人の滑走を妨害してはならない。
- 4.追い越すときは、その人との間隔を十分に取らなければならない。
- 5.滑り出すとき、合流するとき、斜面を横切るときは、上をよく見て安全を確認しなければならない。
- 6.コースの中で寄り道などしてはならない。せまい所や上から見通せない所では立ち止まることも慎まなければならない。転んだときは、すばやくコースを抜けなければならない。
- 7.登るとき、歩くとき、止まるときには、コースの端を利用しなければならない。
- 8.スキーやボードには、流れ止めをつけないといけない。
- 9.指示・標識・場内放送等の注意を守り、スキーパトロール・スキー場係員の指示に従わなければならない。転んだときは、すばやくコースを抜けなければならない。
- 10.事故にあつたときは救助活動と通報に協力し、当事者・目撃者を問わず身元を明らかにしなければならない。

- 一般財団法人 日本鋼索交通協会
- 公益財団法人 全日本スキー連盟
- 公益財団法人 日本プロスキー教師協会
- 日本スノーボード協会

リフト利用時の注意

あなたの行動は、あなたと他の利用者全員の安全に関わっています。リフトの利用にあたっては、責任と義務がともないます。次のことを守ってください。

<乗車時>

- 1.リフト利用に不安な方は、申し出て下さい。
- 2.「のりば」の表示位置でスキー、ボードを正しく前に向けて待機してください。
- 3.乗りそこねたら、直ぐにリフトから離れてください。
- 4.スキーヤーは、ストックが隣の人の迷惑にならないように注意してください。
- 5.リュック等はヒザにのせ、衣服等のヒモにも注意してください。
- 6.ボードは、流れ止めをつけ、ハイバックをたんでください。

<乗車中>

- 1.セフティバーを下ろし、深く腰をかけてください。
- 2.乗っている時は、次のことを行わないでください。
 - (1) イスを揺るがすこと。
 - (2) イスから飛び降りること。
 - (3) イスの上でふざけたり、後ろを向いたりすること。
 - (4) ストック等々を柱などにぶつかること。
- 3.リフトが止まっても飛び降りないでください。

<降車時>

- 1.「のりば」が近づいたら降りる準備をし、降りた後はまっすぐに進んでください。

無料村内シャトルバス

村内からグレンデまでの移動はシャトルバスをご利用ください。

■運行期間: 2025.12/20(土)~2026.3/29(日)(予定)

※GWの運行はありません。

シャトルバス乗場

凡例

シャトルバスルート

HOKURIKU COCA-COLA
BOTTLING CO.,LTD.



※マークの店舗では食事等がご利用いただけます。※電話は時間帯により繋がらない場合もあります。